

平成31年4月24日

## 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

公益社団法人群馬県畜産協会

新元号が公表され、2019年5月1日以降元号が改められることによる年表示については、群馬県総務部学事法制課から県内法人あてに周知のあった内閣府方針等に鑑み、本会での対応を下記のとおりとします。

### 記

1. 引き続き「和暦」を使用することを基本とします。
2. 2019年4月1日に開始した年度の表示について
  - (1) 改元日前  
2019年4月30日までは「平成31年度」と表示します。
  - (2) 改元日以降  
2019年5月1日以降は、年度を通じて「令和元年度」と表示します。
3. 年月日表示について
  - (1) 改元日前  
2019年4月30日までは「平成」を用います。
  - (2) 改元日以降  
2019年5月1日以降の年月日表示は「令和」を用います。
4. 文書番号について  
2019年5月1日以降は文書の、発信記号、收受記号は次のとおり和暦年度を使用します。なお、発信番号、收受番号は2019年4月1日の文書番号から一連して番号を付します。
  - (1) 文書発信番号
    - ① (一般の起案文書)                      元年群畜発第                      号
    - ② (会議開催の起案文書)                  元年群畜発第Cー                  号
  - (2) 文書收受番号                              元年群畜収第                      号
5. 文書に表示する年度表示について
  - (1) 改元日前に作成した文書において、改元日以降の年月日を「平成」で表示している場合であっても、当該表示は改元日以降も有効とします。
  - (2) 改元日前に作成、決定した文書のうち、改元日以降も引き続き使用する文書について、改元日以降の元号・西暦表示を「令和」に置き換えることができるものとします。

以上